V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

	(早1)	立:十円、%)
項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10, 852, 180	10, 995, 341
うち、出資金及び資本剰余金の額	6, 437, 515	6, 448, 380
うち、再評価積立金の額	_	I
うち、利益剰余金の額	4, 535, 721	4, 647, 200
うち、外部流出予定額(△)	39, 353	29, 664
うち、上記以外に該当するものの額 (△)	81, 702	70, 574
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	62, 243	57, 339
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	62, 243	57, 339
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額の うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10, 914, 424	11, 052, 681
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の 合計額	5, 223	4, 817
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5, 223	4, 817
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
適格引当金不足額	_	_
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	_	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの の額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_

(単位:千円、%)

	(+1-	以: 丁円、% <i>)</i>
項目	令和4年度	令和5年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの 額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するも のの額	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5, 223	4, 817
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	10, 909, 201	11, 047, 864
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	57, 351, 596	55, 272, 996
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	_	_
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_	_
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	_	_
うち、上記以外に該当するものの額	_	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4, 647, 752	4, 569, 953
信用リスク・アセット調整額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	61, 999, 348	59, 842, 949
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17. 59%	18. 46%

(注)

- 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については 信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採 用しています。
- 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

現金 1,135,470 - 我が国の中央政府及び中央銀行向け 16,040,335 - 我が国の地方公共団体向け 1,320,361 -	自己資本額 =a×4% —
現金 1,135,470 - 我が国の中央政府及び中央銀行向け 16,040,335 - 我が国の地方公共団体向け 1,320,361 -	
現金1,135,470-我が国の中央政府及び中央銀行向け16,040,335-我が国の地方公共団体向け1,320,361-	=a × 4 %
我が国の中央政府及び中央銀行向け16,040,335-我が国の地方公共団体向け1,320,361-	
我が国の地方公共団体向け 1,320,361 -	_
	_
我が国の政府関係機関向け 600,259 60,025	2, 401
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 128,552,128 25,710,425	1, 028, 417
法人等向け 467,031 272,975	10, 919
中小企業等向け及び個人向け 3,511,623 2,009,020	80, 360
抵当権付住宅ローン 6,264,876 2,090,905	83, 636
不動産取得等事業向け 3,820,245 3,742,882	149, 715
三月以上延滞等 162,992 5,891	235
信用保証協会等保証付 13,338,872 1,318,302	52, 732
共済約款貸付 — — — —	_
出資等 516, 367 516, 367	20, 654
(うち出資等のエクスポージャー) 516,367 516,367	20, 654
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_
上記以外 15,092,316 21,624,797	864, 991
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	_
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本 調達手段に係るエクスポージャー) 4,294,980 10,737,450	429, 498
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に 係るエクスポージャー) 196,614 491,537	19, 661
	_
リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャー 	_
経過措置によりリスク・アセットの額に	_
標準的手法を適用するエクスポージャー別計 190,822,879 57,351,596	2, 294, 063
CVAリスク相当額÷8% - -	_
中央清算機関関連エクスポージャー	_
合計(信用リスク・アセットの額) 190,822,879 57,351,596	2, 294, 063
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 所要	自己資本額
a b =	= a × 4 %
< 基礎的手法 > 4,647,752	185, 910
	自己資本額
所要自己資本額計 a b =	= a × 4 %
61, 999, 348	2, 479, 973

	(単位:千円)				
		令和5年度			
信用リスクアセット	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
現金	1, 100, 793	_	_		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15, 753, 280	_	_		
我が国の地方公共団体向け	1, 818, 674	_	_		
我が国の政府関係機関向け	600, 259	60, 025	2, 401		
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	124, 548, 233	24, 909, 646	996, 385		
法人等向け	422, 470	231, 961	9, 278		
中小企業等向け及び個人向け	3, 297, 263	1, 832, 944	73, 317		
抵当権付住宅ローン	6, 192, 538	1, 964, 723	78, 588		
不動産取得等事業向け	3, 684, 788	3, 599, 508	143, 980		
三月以上延滞等	163, 301	5, 063	202		
信用保証協会等保証付	13, 611, 308	1, 348, 117	53, 924		
共済約款貸付	_	_	_		
出資等	518, 176	518, 176	20, 727		
(うち出資等のエクスポージャー)	518, 176	518, 176	20, 727		
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_	_	_		
上記以外	14, 462, 077	20, 802, 828	832, 113		
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	_	_	_		
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本 調達手段に係るエクスポージャー)	4, 294, 980	10, 737, 450	429, 498		
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に 係るエクスポージャー)	62, 248	155, 620	6, 224		
証券化	_	_	_		
リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャー	_	_	_		
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	_	_	_		
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	186, 173, 166	55, 272, 996	2, 210, 919		
CVAリスク相当額÷8%	_	-	_		
中央清算機関関連エクスポージャー	_	_	_		
合計(信用リスク・アセットの額)	186, 173, 166	55, 272, 996	2, 210, 919		
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額		ョナル・リスク で除して得た額	所要自己資本額		
	a		$b=a\times 4~\%$		
< 基礎的手法> 	4, 569, 953		182, 798		
	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額		
所要自己資本額計		а	$b = a \times 4 \%$		
		59, 842, 949	2, 393, 717		

(注)

- 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の ある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有 する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る 経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置により、なお従前の例に よるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額

÷ 8 %

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による 依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

	適	格	格	付	機	関		
株式会社格付投資情報センタ	—(R	2 & I)					
株式会社日本格付研究所(J(CR)							
トーディーブ・インベスタ ー	ブ・・	#	ビス・	. 1	/カ (N	$A \circ \circ d v$, , ,	

 $\Delta - \mathcal{F}_{1} - \mathcal{F}_{2} - \mathcal{F}_{3} - \mathcal{F}_$

S&Pグローバル・レーティング(S&P)

フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- (注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を 算出するための掛目のことです。
- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり、使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・ リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P	
(長期)	Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P	
(短期)	Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)および 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

		令和4年度					
		信用リスクに関 するエクスポー ジャーの残高	クスポー うち貸出金等		- 三月以上延滞 エクスポー ジャー		
国内	<u> </u>	190, 822, 879	34, 153, 224	18, 144, 133	162, 992		
国外	,	_	_	_	_		
	地域別残高計	190, 822, 879	34, 153, 224	18, 144, 133	162, 992		
	農業	77, 659	77, 659	_	_		
	林業	_	_	_	_		
	水産業	_	_	_	_		
	製造業	_	_	_	_		
	鉱業	_	_	_	_		
	建設・不動産業	130, 212	130, 212	_	_		
法人	電気・ガス・熱 供給・水道業	_	1	1	_		
	運輸・通信業	200, 352	_	200, 352	_		
	金融・保険業	133, 447, 367	_	600, 259	_		
	卸売・小売・飲 食・サービス業	177, 805	172, 805	_	_		
	日本国政府・地 方公共団体	17, 360, 696	17, 174	17, 343, 522	_		
	上記以外	536, 706	25, 339		_		
個人		33, 830, 403	33, 730, 033	_	160, 626		
その)他	5, 061, 675	_	_	2, 366		
	業種別残高計	190, 822, 879	34, 153, 224	18, 144, 133	162, 992		
1年	以下	122, 481, 269	327, 729	301, 412			
1年	超 3 年以下	8, 112, 906	911, 911	500, 994			
3年	超 5 年以下	1, 643, 179	1, 042, 920	600, 259			
5年	超7年以下	2, 549, 961	1, 547, 416	1, 002, 544			
7年	超10年以下	2, 536, 946	2, 536, 946	_			
10年	超	43, 125, 292	27, 386, 370	15, 738, 922			
期限	艮の定めのないもの	10, 373, 323	399, 930	_			
残	存期間別残高計	190, 822, 879	34, 153, 224	18, 144, 133			

				(単位:千円)		
			信用リスクに関 するエクスポー ジャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポー ジャー
	国内	3	186, 173, 166	33, 576, 724	18, 367, 547	163, 301
	国外		_	_	İ	_
		地域別残高計	186, 173, 166	33, 576, 724	18, 367, 547	163, 301
		農業	60, 475	60, 475	_	_
		林業	_	_	_	_
		水産業	_	_	_	_
		製造業	_	_	_	_
		鉱業	_	_	_	_
		建設・不動産業	145, 413	145, 413	-	_
	法人	電気・ガス・熱 供給・水道業	_	_	_	_
		運輸・通信業	200, 374	_	200, 374	_
		金融・保険業	129, 443, 473	_	600, 259	_
		卸売・小売・飲 食・サービス業	164, 689	159, 689		_
		日本国政府・地 方公共団体	17, 571, 955	5, 041	17, 566, 914	_
		上記以外	537, 036	23, 859	_	_
	個人		33, 281, 970	33, 182, 244	-	159, 713
	その)他	4, 767, 777	_		3, 588
		業種別残高計	186, 173, 166	33, 576, 724	18, 367, 547	163, 301
	1年	以下	121, 711, 701	362, 722	500, 819	
	1年	超3年以下	670, 515	670, 515		
	3年	超 5 年以下	2, 274, 426	1, 162, 966	1, 111, 460	
	5年	超7年以下	2, 121, 990	1, 620, 555	501, 434	
	7年	超10年以下	3, 460, 683	2, 960, 131	500, 552	
	10年	超	42, 205, 264	26, 451, 983	15, 753, 280	
	期限	見の定めのないもの	13, 728, 584	347, 850	_	
	残	存期間別残高計	186, 173, 166	33, 576, 724	18, 367, 547	

(注)

- 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位: 千円)

区分	令和 4 年度						
	40 ~ 42 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40		期中海	₩0 			
	期首残高	期中増加額・	目的使用	その他	期末残高		
一般貸倒引当金	58, 043	62, 243	_	58, 043	62, 243		
個別貸倒引当金	283, 769	155, 672	_	283, 769	155, 672		

区分	令和5年度						
	期首残高期中増加額		期中海	期末残高			
	別目/友同	为 中增加镇	目的使用	その他	别 个7次同		
一般貸倒引当金	62, 243	57, 339	_	62, 243	57, 339		
個別貸倒引当金	155, 672	159, 645	_	155, 672	159, 645		

MEMO

100001000000000000000000000000000000000		

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

		令和4年度						
	区 分	期首残高	期中増加額	期中源	或少額	期末残高	貸出金 償却	
_		列日/太阳	791 1 267/1145	目的使用	その他	7917八人(日)	() 償却	
玉	内	283, 769	155, 672	_	283, 769	155, 672		
玉	外	_	_	_	_	_		
	地域別計	283, 769	155, 672	_	283, 769	155, 672		
	農業	_	_	_	Ī	_	_	
	林業	_	_	_	-	_	_	
	水産業	_	_	_	-	_	_	
	製造業	_	_	1	1	I	ı	
	鉱業	_	_		I	I	-	
法人	建設・不動産業	_	_	1	-	_		
	電気・ガス・熱 供給・水道業	_	_	1	ı	ı	-	
	運輸・通信業	_	_		1	I	1	
	金融・保険業	_	_		I	I	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	_	_	_	_	_	_	
	上記以外	_	_	_	_	_	_	
個	· 人	283, 769	155, 672	_	283, 769	155, 672	_	
	業種別計	283, 769	155, 672	_	283, 769	155, 672	_	

					令和 5	5年度		(単位:千円) 令和 5 年度					
区分		区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金					
			别自然同一规中追加创	为中培加俄	目的使用	その他	<i>翔 木7</i> 又 同	償却					
	国内		155, 672	159, 645	_	155, 672	159, 645						
	国外		-	_	_	Ī	_						
	地域別計		155, 672	159, 645	ı	155, 672	159, 645						
		農業	ı	_			I	ı					
		林業	ı	_			I	ı					
		水産業	ı	_	1	1	l	1					
	法人	製造業	İ	_			I	Ι					
		鉱業	_	_			_	-					
		建設・不動産業	_	_			_	-					
		電気・ガス・熱 供給・水道業	_	_	_	_	_	_					
		運輸・通信業	_	_	_	_	_	_					
		金融・保険業	_	_			_	_					
		卸売・小売・飲食・サービス業	_	_	_	_	_	_					
		上記以外		_		_							
	個人		155, 672	159, 645	_	155, 672	159, 645	_					
業種別計		業種別計	155, 672	159, 645	_	155, 672	159, 645	_					

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和4年度			
		格付あり	格付なし	合 計	
	リスク・ウエイト 0%		19, 654, 942	19, 654, 942	
	リスク・ウエイト 2%			_	
	リスク・ウエイト 4%			_	
	リスク・ウエイト 10%		13, 783, 279	13, 783, 279	
	リスク・ウエイト 20%	200, 352	129, 112, 574	129, 312, 926	
信用リスク削減	リスク・ウエイト 35%	ĺ	5, 717, 293	5, 717, 293	
効果勘案後残高	リスク・ウエイト 50%	ĺ	645, 017	645, 017	
	リスク・ウエイト 75%		2, 326, 704	2, 326, 704	
	リスク・ウエイト 100%		14, 889, 291	14, 889, 291	
	リスク・ウエイト 150%		1,828	1,828	
	リスク・ウエイト 250%		4, 491, 594	4, 491, 594	
	その他	_	<u> </u>	_	
リスク・ウエイト12	250%		_		
	合 計	200, 352	190, 622, 527	190, 822, 879	

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	合 計
	リスク・ウエイト 0%	_	19, 825, 627	19, 825, 627
	リスク・ウエイト 2%	_	<u> </u>	_
	リスク・ウエイト 4%		_	_
	リスク・ウエイト 10%		14, 081, 427	14, 081, 427
	リスク・ウエイト 20%	200, 374	125, 747, 614	125, 947, 988
信用リスク削減	リスク・ウエイト 35%		5, 001, 593	5, 001, 593
効果勘案後残高	リスク・ウエイト 50%		657, 532	657, 532
	リスク・ウエイト 75%		2,077,700	2, 077, 700
	リスク・ウエイト 100%		14, 220, 866	14, 220, 866
	リスク・ウエイト 150%		3, 202	3, 202
	リスク・ウエイト 250%		4, 357, 228	4, 357, 228
	その他		_	_
リスク・ウエイト1	250%	_	_	_
	合 計	200, 374	185, 972, 792	186, 173, 166

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 - 3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置 適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・ア セットを導入したものについても集計の対象としています。
 - 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、 クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなど リスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

		(平)匹・ 1 1 1/	
	令和 4	4年度	
区分	適格金融資産担保	保証	
地方公共団体金融機構向け		_	
我が国の政府関係機関向け		_	
地方三公社向け		_	
金融機関向けおよび第一種金融商品 取引業者向け		_	
法人等向け	31,000		
中小企業等向けおよび個人向け	307, 616	595, 902	
抵当権付住宅ローン		449, 261	
不動産取得等事業向け	5, 880	_	
三月以上延滞等		_	
証券化		_	
中央清算機関関連	_	_	
上記以外	81, 248	921	
合 計	425, 745	1, 046, 086	

	令和5年度			
区分	適格金融資産担保	保証		
地方公共団体金融機構向け		_		
我が国の政府関係機関向け		_		
地方三公社向け		_		
金融機関向けおよび第一種金融商品 取引業者向け	1	_		
法人等向け	29, 200	_		
中小企業等向けおよび個人向け	313, 715	627, 261		
抵当権付住宅ローン		1, 070, 827		
不動産取得等事業向け	5, 663	_		
三月以上延滞等	1	_		
証券化		_		
中央清算機関関連	_	_		
上記以外	60, 932	521		
合 計	409, 511	1, 698, 611		

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む) のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 - 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 - 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 - 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

- 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
- ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式②その他有価証券③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかど うかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:千円)

п				(= 1 1 1		
		令和4年度		令和5年度		
ı		貸借対照表計上額 時価評価額		貸借対照表計上額	時価評価額	
ı	上場	_	_	_	_	
	非上場	4, 811, 347	4, 811, 347	4, 813, 156	4, 813, 156	
	合 計	4, 811, 347	4, 811, 347	4, 813, 156	4, 813, 156	

- (注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは「貸借対照表計上額」の 合計額です。
 - ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益 該当する取引はありません。
 - ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少または損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明 当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のも とで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利 リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備な どにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明 当JAは、常勤役員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シ ミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明 該当する取引はありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(∠EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 2.5年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採 用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮して いません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
 - 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。 なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 △EVEおよび △NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

 △EVEの前事業年度末からの変動要因(増加)は、主に運用リスクの増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。
- ◇ ∠EVEおよび ∠NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- ・金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点) 該当ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRF	IRRBB: 金利リスク							
項番		⊿EVE		⊿NII				
100		当期末	前期末	当期末	前期末			
1	上方パラレルシフト	2, 692	3, 046	0	0			
2	下方パラレルシフト	0	0	25	19			
3	スティープ化	3, 278	3, 563					
4	フラット化	0	0					
5	短期金利上昇	0	0					
6	短期金利低下	361	127					
7	最大値	3, 278	3, 563	25	19			
		当其	引末	前非	y末			
8	自己資本の額	11,	047	10,	909			

MEMO
